

2016（平成28）年度 事業計画

社会福祉法人山鳩会
愛の園実習室

1. 理念・方針

（1）法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いていく。

（2）中期目標（平成26年度～平成28年度）

利用者の幅広いニーズを把握し、様々な年齢層に応じた場面を提供し、実現していけるよう支援する。B型施設内に高齢者専門の日中支援場を開設し、作業を中心に、生活支援の充実を図ります。

移転計画を継続し進めます。（3年目）平成28年10月1日開所予定

（3）基本方針

①サービスを求めるすべての利用者・家族の方に対し、笑顔で、誠実かつ献身的に接し、施設に通うことで安定を図り、安全で清潔な環境を整えます。

②「流汗同労」精神に基づき、共に汗を流し、同じ労働をし、すべての利用者が楽しみや生きがいを持って働き、職員は対等な関係を心がけます。

③高齢の人たち、働きたい希望のある方には基本、多種多様な作業を提供します。

④ゆとりと安らぎを持って日々を過ごし、身体的機能の保持・向上の為の支援をし、デイサービス・ディケア・文化活動等を提供します。

⑤利用者のひとりひとりの尊厳を守り、いかなる差別、虐待、権利侵害をしません。

⑥新たな地域で様々なイベント等に積極的に参加して、地域方と円滑な関係を築きます。

2. 施設概要

- (1) 施設種別 指定障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）
- (2) 利用定員 40名（平成28年度利用者数41名）
- (3) 開所年月 平成15年4月（山鳩会）
（昭和52年5月1日福祉センター、昭和42年11月1日プレハブ）
- (4) 施設規模 敷地面積 2009.75㎡
延床面積 573.69㎡
（福祉センター全体 1569.66㎡）
（237.44㎡）専有使用分（336.25㎡）共有使用分
建物構造 鉄筋コンクリート造（地上2階地下1階建て）
賃貸区分 賃借 東村山市より一部使用許可

3. 職員構成

(1) 雇用契約あり

職 種	配置人数
管理者	1名
サービス管理責任者	1名（兼務）
支援員（常勤職員）	7名
保育士（常勤職員）	0名
調理員（常勤職員）	0名
事務員（非常勤職員）	1名
支援員（非常勤職員）	9名
保育士（非常勤職員）	0名
調理員（非常勤職員）	3名
看護師（非常勤職員）	0名
理学療法士（非常勤職員）	1名
作業療法士（非常勤職員）	0名
合 計	22名

(2) 嘱託

医師（2回／年）	1名
看護師（0回／年）	0名
理学療法士（1回／2ヶ月）	0名
作業療法士（0回／月）	0名
合 計	1名

4. 利用者状況

(1) 障害程度

	1度	2度	3度	4度	なし	合計
愛の手帳 ※	0名	9名	18名	12名	2名	41名
身障手帳	0名	1名	4名	2名	1名	8名
精神保健手帳	0名	0名	0名	1名	1名	2名

※身障手帳、精神保健手帳と重複

(2) 年齢構成 (平均年齢 43.4歳)

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	2名	6名	6名	7名	5名	1名	27名
女	1名	2名	2名	2名	6名	3名	16名
合計	3名	8名	8名	9名	11名	4名	43名

最低年齢 男…21歳 女…20歳 最高年齢 男…68歳 女…73歳

平均年齢 男…40.8歳 女…48.4歳

(3) 担当福祉事務所

東村山市	国立市	小平市	練馬区	新宿区		合計
37名	1名	1名	1名	1名		41名

(4) 障害程度区分

区分	1	2	3	4	5	6	未定	合計
人数	4名	3名	7名	4名	2名	2名	19名	41名

5. 日課

(1) 月～金曜日

時間	内容
8:30～9:00	打合せ・朝礼・ウォーキング・体操・マラソン ストレッチ等
9:00～12:00	送迎・作業・片付け・食事準備 (途中10分の休憩) 個別リハビリ等
12:00～13:00	昼食・昼休み・相談業務・事務作業・他
13:00～15:20	作業・送迎・片付け
15:20～16:00	清掃・終礼・お知らせ、ノート等確認・個別相談・ 退園

(2) 土曜日

8:30～9:30	打合せ・朝礼・ウォーキング・体操・マラソン
9:30～11:30	余暇活動・作業・片付け・食事準備
11:30～12:30	昼食・掃除・終礼・お知らせ・ノート等確認 保護者、ヘルパーへの引継ぎ・退園

※状況により変更あり

※基本的に作業ですが、レクレーション行事も行います。

6. 重点目標

(1) 作業活動

①作業種目

受託事業	ダイレクトメール封入・他、ショッピングバッグ作成、配布物の破棄・処理等
回収等事業	市内全域(約5,000件)集団・個別回収、愛の園バザー開催廃棄物の処理等、古本売却
出向事業 (単年度契約)	特養施設の水遣り、障害者施設の草むしり マンション清掃(前期のみ)
パート、アルバイト	白十字、三栄サービス、喫茶

- ②安定した作業提供・維持を図ると共に、個々の特徴に応じた作業支援(時間・場所・作業種等)を行い、生産する喜びから働くことへの意識付けと自信をつけます。
- ③作業工程が解りやすいように細分化し、徐々に複雑な工程が出来るように目標を立て、達成感、自信に繋げて、基本的な働く姿勢を身につけます。
- ④体力をいかした作業として、資源回収やリサイクル品回収を行うと同時に、安全管理を徹底します。
- ⑤パート・アルバイト契約者の継続的なアフターケアを行い、安定を図る。

(2) 健康・衛生

- ①利用者及び、職員の健康管理を図る為、年1回の健康診断を行います。
歯科検診、歯磨き指導、年2回の内科検診、年4回の体重測定、血圧測定、年1回の感染症予防(インフルエンザ予防接種)を実施し、健康な生活が送れるように支援します。
- ②必要に応じて、通院や服薬、送迎の支援を行います。
高齢の一人暮らしのケア、買い物、片付け、書類・申請等の支援をします。
- ③理学療法士(PT)に専門的指導を受け、個別の身体状況に合わせてプログラムを作成し、個別の日課(体操、ウォーキング、健康器具の使用等)に取り入れ、計画的に実施し、生活習慣病予防や体力維持・増進を図ります。
- ④月に数回、歯磨き指導日を設け、口腔ケアに勤めます。
又、毎日の手洗い・うがい、月に1回の美化活動を通し、清潔保持や感染症予防に努めます。

(3) 給食

- ①生活習慣病、肥満防止の為、カロリー摂取等、必要に応じて内容(刻み・とろみ等)の工夫をすると共に、食べる事の喜びを感じてもらい、美味しく食事が出来る環境を提供し、清潔で華やかな場にします。
- ②利用者希望食事の提供(年数回)、選択メニューの実施(月1回)、嗜好調査の実施(年1回)を行い又、季節感のある食事提供をします。
- ③栄養基準量(一人当たりの栄養基準量)

熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	ビタミン			
				A	B1	B2	C
757 Kal	21.2 g	20.0 g	228 mg	258 μg	0.47 mg	0.44 mg	38 mg

(4) 自治会活動

- ①仕事や行事、食事等、日常生活全般において、利用者がテーマを決め、意思決定の場を設け、職員は側面から支援します。
- ②代表委員と職員で話し合いを設け、事前に内容を提示し、全体にわかりやすく話しやすい雰囲気作りを設定し、利用者からの細かな情報を支援に繋げます。

(5) 行事

①余暇活動・日常生活自立支援活動・機能訓練

余暇を楽しみリフレッシュ出来るようにする事、嗜好や趣味の広がりを持つように支援します。

地域の専門講師を招き、地域生活で必要な情報提供、公共機関や店舗の利用、様々な経験の場を設定し日々の生活に役立てるように支援します。

年代に応じた、機能訓練の充実を図ります。

余暇活動	主な活動場所	実施予定日
ボウリング・温泉・カラオケ お茶会・メイク等 季節行事に関するもの・他	久米川ボウリング場 シダックス東村山店 スポーツセンター	第1水曜日 第2火曜日 第3火曜日・水曜日 第4火曜日・水曜日
日常生活自立支援活動	公共機関全般・店舗利用	必要に応じて、日々の日課に取り入れる。
公共施設・店舗利用 日常生活買物・調理等	施設内設備利用	
機能訓練		
健康器具の使用 ウォーキング等		

③年間行事予定

	内 容
4月	春の散策 春の季節を感じながら交流会を行う。(花見)
5月	宿泊旅行 その土地の風土や文化に触れ、食事を堪能することにより、豊かな精神の構築や自己実現につなげる。
6月	
7月	
8月	暑気払い・夏期休暇 保護者との親睦の場、夏の季節を感じつつも暑さには負けない活力につながる催しを行う。

9月	共催バザー 親の会と協力し、地域に対しての理解を深め、ボランティア等との交流、啓発活動を図る。協力活動及び、資金作り。
10月	白十字フリーマーケット 諏訪町地域との交流イベント参加
11月	大運動会 法人施設の全体の交流と体力増進。楽しみを持って行う。地域の施設を利用する事で啓蒙活動、理解を深める。
12月	クリスマス会・忘年会・冬期休暇 1年の疲れを労い、来年に向けての励みとする。
1月	成人を祝う会・愛の園新年会 人生の節目を迎える方（成人、還暦）、長年働いてきた方（勤続年数）に対して山鳩会、親の会からお祝いを行なう。別途、愛の園で独自のお祝い会を開催する。
2月	自治会行事 利用者が主体的に活動し、企画運営し、楽しめる行事をする
3月	励まし会 年度の締めくくりとして、保護者を含めた全員で1年間を振り返り、個々の努力を讃合い労う。来年度に向けてのニーズの把握を行う機会とする。
年数回	愛の園実習室バザーの開催 みどりの森と社会福祉協議会・他団体との共催も行う。 資源回収で頂いた品物を販売し、工賃アップに繋げて、保護者・地域の方との交流や関心を持ってもらえる機会とする。
年1回	グループ別外出

7. 防災訓練

(1) 防災計画に基づき、月1回の自主防災訓練を行い、年に数回は、消防署立会いの下、総合訓練を実施し、地域(諏訪町)防災訓練に参加します。

- ①福祉施設職員として、非常時の対応に備えると共に、救急講習会等を受講する。
- ②年に1回防災館を利用し、利用者の意識の向上を促します。
- ③地元自治会と協力体制を考えて、非常時の対応に備えると共に、フェースシートや常備薬の管理を行い、毎年、防災計画の見直しを行います。

訓練項目	実施月
非常災害時の対応・帰宅方法についての話	4月・5月
消防署立会い 合同訓練	6月・7月
立川消防館	8月・9月
消防署立会い 総合訓練	10月・11月
地震・火災時の対応・避難経路の確認等	12月・1月
消防署立会い 講話DVD	2月・3月

8. 施設外の方との関係

(1) 地域交流・ボランティアの受け入れ

- ①行事等で山鳩後援会・ボランティアセンター、学生団体等を活用し、積極的に受け入れ、共催行事にも活用します。
- ②愛の園バサー等に市内施設の参加を呼びかけ又、地域主催の行事へ参加し、開かれた施設としての機能をはかります。

9. 実習生の受け入れ

(1) 利用生実習受け入れ

- ①特別支援学校等の入所希望者実習生を受け入れ、状況に応じて、山鳩会の利用者確保に努めます。
- ②任意の実習生等も必要に応じ常時受け入れます。

(2) 学生実習生受け入れ

- ①資格取得学生実習生、介護等体験を受け入れ、知的・精神・身体障害者の理解と交流、福祉人材の育成・採用も兼ねます。
- ②市内中学生の職場体験学習を受け入れ、キャリア教育活動の一環を担い、障害者の理解、共に作業を通じて、勤労の意義・大変さ・生きがいを理解してもらいます。

10. 父母会、親の会との連携

(1) 父母会

- ①保護者が施設に対する理解を深められる様に、月1回保護者会を開催します。
- ②家族で参加できる行事等を行い、交流の場とします。
- ③毎月のめだか通信や予定表に施設情報等を載せ、又、年4回保護者向けの利用者状況を配布します。

(2) 親の会

- ①親の会との情報交換を大切にし、行事部会を通して、共催行事を継続し連携します。
- ②協力関係のもと、利用者の生活しやすい地域づくりを目指します。

11. 職員研修

(1) 施設研修

- ①施設運営に必要な知識、研修に参加し、利用者に対してより良い支援に繋がります。
- ②デイサービスや高齢者施設の見学、研修を行い新規事業立ち上げに向けての知識の習得と向上を図ると共に、日課のサービスに取り入れます。

(2) 法人研修

- ①山鳩会研修部会を中心に年2回行い、施設職員「常勤・非常勤」として必要な資質の向上を図ります。
- ②各施設での支援状況や改善策を検討し、見直し、より良いサービスの提供を行います。
- ③各部会「研修・行事・広報」の強化を図ります。

12. 会議予定

種 目	回 数	内 容
職員会議	1回/月	利用者状況・作業・行事等・事業計画全般
評価会議	2回/年	個別支援計画について

	年末数回	別途年度末アセスメントのまとめ
厨房会議	1回／月	利用者の嗜好や食事のあり方等全般
ケース会議	1回／月	現状把握・問題提起・保護者の意向等
研修報告会	随 時	個々の研修報告、施設・利用者に反映

13. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、セクシャルハラスメント防止

権利擁護

それぞれに明確な要綱・規定を置き、利用者の権利を守ると共に、問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に対応します。

(1) 苦情解決

- ①利用者の権利擁護を目的として、早期に利用者の苦情をしっかりと受け止めて、責任追及に至らないよう、相談・要望レベルとし、利用者・保護者との信頼関係の構築に努め、誠意を示し対応します。
- ②利用者・保護者からの苦情をサービス改善の為の貴重な情報・向上と位置づけて積極的に苦情受付窓口を設けます。

(2) 個人情報保護

- ①山鳩会規定集、「個人情報保護規定」に基づき、個人情報と誓約書の確認を行い、個人情報保護に適切に対応し、個人データの適正管理を行い、必要に応じて情報開示を致します。

(3) セクシャルハラスメント

- ①山鳩会の規定、「セクシャルハラスメントの防止に関する要綱」に基づき適切に対応します。

(4) 虐待防止

- ①虐待防止法に基づき、マニュアルの周知とチェックリストを活用し、虐待防止に最善を尽くし、養護者に対する支援等に関する施策を促進します。

苦情解決

	氏名
責任者	施設長
担当者	支援員
第三者委員	池田忠子（元愛の園実習室園長）

セクシャルハラスメント

	氏名
責任者	施設長
担当者（男性・女性）	支援員

虐待防止

	氏名
責任者	施設長
担当者	支援員